

社会福祉法人 輔仁会 定款細則

役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人輔仁会の役員、評議員及び評議員選任解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、並びに会長及び相談役をいう。

(理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。なお、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

ただし、この報酬額については源泉徴収税率を3.063%として計算しており、率に変動があれば変更することがある。以下、第4条及び5条についても同様とする。

| 報 酬 (日額) | 交通費 (日額) |
|----------|----------|
| 5,157 円 | 2,000 円 |

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

| 報 酬 (日額) | 交通費 (日額) |
|----------|----------|
| 5,157 円 | 2,000 円 |

(出張旅費)

第5条 役員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

| 旅 費 | 宿泊費（日額） | 報酬（日額） | その他 |
|-----|----------|---------|-----|
| 実 費 | 18,000 円 | 5,157 円 | 実 費 |

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規則は、平成29年6月の第1回定時評議員会の終結時より適用する。

ただし、平成28年10月17日の理事会より既定の役員費用弁償規程に代え、該当する会議に対し準用し実施する。